

## 政策目的随意契約の実施（契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条の 2 第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 22 日

富山県知事 新田 八朗

### 1 随意契約に係る物品等の名称等

#### （１）業務の名称

富山市高園町除草業務

#### （２）業務の内容

富山市高園町県有地の除草業務

場所 富山市高園町

面積 400 m<sup>2</sup>

#### （３）業務実施期間

契約の相手方を決定した日から令和 7 年 11 月 30 日（日）まで

### 2 委託業務を行った室課の名称及び所在地

富山県土木部建築住宅課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

### 3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 10 月 22 日（水）

### 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

富山市稲代 1023 番地 社会福祉法人 秀愛会

### 5 随意契約に係る契約金額

¥ 51,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するため。